

27文科高第854号
平成27年12月8日

各国公立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省高等教育局長
常盤 豊

(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
河村 潤 子

(印影印刷)

大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項等の改正
について（通知）

このたび、「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」及び「大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項」（平成17年9月9日付け文科高第439号「学校教育法施行規則の一部改正等の施行について」別紙1及び別紙2）を別紙1及び別紙2のとおり改正し、平成27年12月8日から施行することとしました。

今回の改正は、これまでの実施要項を見直し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号及び第155条第1項第5号に規定する「文部科学大臣が定める日」を、指定を行った日（以下「指定日」という。）以後当該課程の整備が完了した年度（指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度。）の最後の月の初日とするとともに、文部科学大臣が告示する内容に変更があった場合の手續に関する規定及び別記様式の整備等を行うものです。

については、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

【別紙1】

大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項

1. 趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定に基づく専修学校の高等課程の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

2. 目的

大学入学資格に係る専修学校の高等課程の指定は、大学入学の機会を拡大するとともに、後期中等教育の多様化・活性化に資することを目的とする。

3. 指定の基準

専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学への入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」（平成17年文部科学省告示第137号）に掲げるとおりである。

（参考）「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」の概要
＜1＞修業年限が3年以上であること。

＜2＞全課程の修了の要件が、次の表左覧に掲げる学科の区分に応じ、同表右覧に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第4条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が2,590単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が74単位以上であること。
専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科		

なお、以下の点にも十分に留意することが望ましい。

- ① その教育課程が、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、基本的な普通教育に配慮しつつ、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行うものと認められるものであること。

- ② 卒業に必要な普通科目についての総授業時数が、420時間以上であること。ただし、105時間までは、教養科目で代替することができること。

なお、普通科目は、高等学校学習指導要領に示す「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」又は「外国語」の各教科の目標に即した内容を有する科目とすること。

教養科目は、専門科目又は③に掲げる普通科目以外の科目で一般的な教養の向上又は心身の発達を図ることを目的とした内容を有する科目とし、例えば、芸術（美術、音楽、書道、茶華道など）、保健・体育、家庭、礼儀・作法などがこれに該当すること。

- ③ 上記の普通科目を担当する教員の相当数が、高等学校の普通免許状を所有していることが望ましいこと。

4. 手続

- ① 設置する高等課程（以下「課程」という。）の指定を希望する専修学校は、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該課程が上記3の指定の基準を満たすと考えられる旨（別記様式1）を通知するものとする。
- ② 文部科学大臣は、上記3の指定の基準（以下「指定基準」という。）を満たすと認める課程を指定し、指定を行った日（以下「指定日」という。）以後当該課程の整備が完了する年度（指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度。）の最後の月の初日を、学校教育法施行規則第150条第3号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めた上で、専修学校、課程及び学科の名称、文部科学大臣が定める日並びに位置を官報で告示する。
- ③ 指定を受けた課程を設置する専修学校は、以下に掲げる事由が発生した場合には、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、別記の各様式によってその旨を通知するものとする。
- ア) 当該課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置が変更された場合（別記様式2）
 - イ) 当該課程が廃止された場合（別記様式3）
 - ウ) 当該課程が指定基準に適合しなくなったと考えられる場合（別記様式4）
- ④ 文部科学大臣は、指定を行った課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置に変更があったときは、その旨を官報で告示する。
- ⑤ 文部科学大臣は、指定を行った課程が廃止されたときは、その旨を官報で告示する。
- ⑥ 文部科学大臣は、指定を行った課程が指定基準に適合しなくなったと認めたときは、その指定を解除し、その旨を官報で告示する。
- ⑦ 上記②から⑥に示す文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として11月に行うものとする。
- ⑧ 指定を受けた課程を設置する専修学校は、告示された文部科学大臣が定める日までの間、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該課程の状況について（別記様式5）の通知を行うものとする。

5. 留意事項

- ① 一旦告示された文部科学大臣が定める日については、同日より前の日に変更することができない。
- ② 同一学科名の昼間学科と夜間等学科が設置されている場合又は夜間等学科のみが設置されている場合、通知及び告示における学科の名称の末尾に、「(昼間部)」「(夜間部)」等の表示を行うものとする。また、既に告示されている昼間学科のみが設置されている学科について、夜間等学科が新設された場合、既に告示されている学科の名称を「(昼間部)」で終えるものに変更する旨(別記様式2)を通知するものとする。
- ③ 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知及び告示における学科の名称の末尾に、「(3年制)」等の表示を行うものとする。また、既に告示されている学科を設置している専修学校に、同一学科名の修業年限が異なる学科が新設された場合、既に告示されている学科の名称を「(3年制)」等で終えるものに変更する旨(別記様式2)を通知するものとする。
- ④ 教育課程の年次進行等の事情により、上記②や③の方法では区別が困難な形態で同一学科の中に、指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、両者が併存する期間については、指定基準を満たす教育課程を有する課程について、名称の末尾に「(新課程)」の表示を付した上で、通知するものとする(別記様式1)。
- ⑤ 上記②③④の場合、修了証書等の修了を証明する書類にも同様の記載を行うものとする。

6. 附則

- ① この実施要項は、平成27年12月8日から施行する。
- ② この実施要項の適用について必要な事項は、別に文部科学省高等教育局長及び生涯学習政策局長が定める。
- ③ 平成27年度における文部科学大臣宛ての通知については、上記4①③⑧に関わらず、平成26年1月15日までに行うものとする。

【別紙2】

大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項

1. 趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定に基づく専修学校の専門課程の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

2. 目的

大学院入学資格等に係る専修学校の専門課程の指定は、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言に基づき、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図ることを目的とする。

3. 指定の基準

専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」（平成17年文部科学省告示第138号）に掲げるとおりである。

（参考）「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」の概要

＜1＞修業年限が4年以上であること。

＜2＞全課程の修了の要件が、次の表左覧に掲げる学科の区分に応じ、同表右覧に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第4条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が124単位以上であること。
専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科		

＜3＞体系的に教育課程が編成されていること。

＜4＞試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

4. 手続

- ① 設置する専門課程（以下「課程」という。）の指定を希望する専修学校は、毎年8月31日までに、文部科学大臣に対し、当該課程が上記3の指定の基準（以下「指定基準」という。）を満たすと考えられる旨（別記様式6）を通知するものとする。
- ② 文部科学大臣は、指定基準を満たすと認める課程を指定し、指定を行った日（以下「指定日」という。）以後当該課程の整備が完了する年度（指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度。）の最後の月の初日を、学校教育法施行規則第155条第1項第5号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めた上で、専修学校、課程及び学科の名称、文部科学大臣が定める日並びに位置を官報で告示する。
- ③ 指定を受けた課程を設置する専修学校は、以下に掲げる事由が発生した場合には、毎年8月31日までに、文部科学大臣に対し、別記の各様式によってその旨を通知するものとする。
 - ア) 当該課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置が変更された場合（別記様式7）
 - イ) 当該課程が廃止された場合（別記様式8）
 - ウ) 当該課程が指定基準に適合しなくなったと考えられる場合（別記様式9）。
- ④ 文部科学大臣は、指定を行った課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置に変更があったときは、その旨を官報で告示する。
- ⑤ 文部科学大臣は、指定を行った課程が廃止されたときは、その旨を官報で告示する。
- ⑥ 文部科学大臣は、指定を行った課程が指定基準に適合しなくなったと認めたときは、その指定を解除し、その旨を官報で告示する。
- ⑦ 上記②から⑥に示す文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として10月に行うものとする。
- ⑧ 指定を受けた課程を設置する専修学校は、告示された文部科学大臣が定める日までの間、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該課程の状況について（別記様式10）の通知を行うものとする。

5. 留意事項

- ① 一旦告示された文部科学大臣が定める日については、同日より前の日に変更することはできない。
- ② 本実施要項別記様式6から10までにおいて記載すべき事項は、「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項」（平成18年8月1日付け生涯学習政策局長通知別紙2）別紙様式6から10までにおいて記載すべき事項と概ね同一となっている。したがって、本実施要項別記様式6から10までにより通知を行うに当たっては、「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与

に関する実施要項」別紙様式6から10までの記載内容と異ならないように留意すること。

- ③ 同一学科名の昼間学科と夜間等学科が設置されている場合又は夜間等学科のみが設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知及び告示における学科の名称の末尾に、「(昼間部)」「(夜間部)」等の表示を行うものとする。また、既に告示されている昼間学科のみが設置されている学科について、夜間等学科が新設された場合、すでに告示されている学科の名称を「(昼間部)」で終えるものに変更する旨(別記様式7)を通知するものとする。
- ④ 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知及び告示における学科の名称の末尾に、「(4年制)」等の表示を行うものとする。また、既に告示されている学科を設置している専修学校に、同一学科名の修業年限が異なる学科が新設された場合、すでに告示されている学科の名称を「(4年制)」等で終えるものに変更する旨(別記様式7)を通知するものとする。
- ⑤ 教育課程の年次進行等の事情により、上記②や③の方法では区別が困難な形態で、同一学科の中に、指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、両者が併存する期間については、指定基準を満たす教育課程を有する課程について、名称の末尾に「(新課程)」の表示を付した上で、通知するものとする(別記様式6)。
- ⑥ 上記③④⑤の場合、修了証書等の修了を証明する書類にも同様の記載を行うものとする。

6. 附則

- ① この実施要項は、平成27年12月8日から施行する。
- ② この実施要項の適用について必要な事項は、別に文部科学省高等教育局長及び生涯学習政策局長が定める。
- ③ 平成27年度における文部科学大臣宛ての通知については、上記4①③⑧に関わらず、平成28年1月29日までに行うものとする。

(別記様式1)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程に関する通知について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の専修学校の高等課程については、修了者に大学入学資格が認められる課程であると考えられますので、その旨、通知します。

記

1. 専修学校及び課程の状況等

専修学校名(A)	設置認可年月日	校長名	所在地(B)
			〒 (電話)
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

該当する課程の概要

課程名	学科名	成績評価の方法	生徒総定員	実員
〇〇高等課程	〇〇学科		人	人

2. 該当する課程の状況

課程名(C)	学科名(D)	生徒の定員(左欄)と実員(右欄)							
		1年		2年		3年		4年	
〇〇高等課程	〇〇学科	人	人	人	人	人	人	人	人
学科の設置年月日		修業年限(昼間, 夜間別)				課程の修了に必要な総授業時数又は単位数			
平成〇〇年〇月〇日		3年(昼間)				単位時間(又は単位)			
教員組織について		普通科目(うち担任教科の高等学校教員免許状を有する者)				その他の科目		合計	
	専任教員数	人(人)				人		人	
	兼任教員数	人(人)				人		人	
指定日以後当該課程の整備が完了する年度(指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度)(E)	左記の年度が、当該課程の設置後最初に入学者(編入学及び転入学を除く。)した生徒が修了要件を満たす年度より前の年度である理由								
平成〇〇年度	(例:「第2学年及び第3学年に転入学者を受け入れる予定があり、そのための教育課程や教育条件も既に整備済であるため。」「指定年度以前から指定基準を満たす教育を行っているため。」など)								

3. 文部科学大臣の告示に記載が必要な事項

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日
〇〇県	〇〇高等専修学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日

(留意事項)

1. 専修学校、課程及び学科の名称については、設置認可を受け、又は届出を行っている名称を記入することとし、全角で表記すること。また、名称間にスペースは入れない。
2. 同一学科名の昼間学科と夜間等学科が設置されている場合又は夜間等学科のみが設置されている場合、通知及び告示における学科の名称は、「(昼間部)」又は「(夜間部)」で終えるものとする。
3. 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合、通知及び告示における学科の名称は、「(3年制)」等で終えるものとする。
4. 教育課程の年次進行等の事情により、上記2や3の方法では区別が困難な形態で、同一学科名の指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、両者が併存する期間については、指定基準を満たす教育課程を有する課程について、名称の末尾に「(新課程)」の表示を付した上で、通知するものとする。
5. 「生徒総定員」及び「実員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の生徒総定員及び実員を記入すること。
6. 「専任教員数」及び「兼任教員数」は、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の、専修学校設置基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。
7. 「うち担任教科の高等学校教員免許状を有する者」には、担当している普通科目の教科の一部について高等学校教員免許状を有する者を含むこと。
8. 「文部科学大臣が定める日」については、(E)の最後の月の初日とする。

(添付資料)

- ・ 学則((E)までの修業年限の期間にわたる教育課程や課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数が確認できるもの)を一部添付すること。

(備考)

- ・ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別記様式2)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置の変更に関する通知について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり変更がありましたので、その旨、通知します。

記

専修学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設置認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

都道府県		名称	文部科学大臣が定める日	
〇〇県	変更前	〇〇高等専修学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日	(平成〇〇年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
〇〇県	変更後	●●高等専修学校□□課程△△学科		
〇〇県	変更前	〇〇高等専修学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日	(平成〇〇年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
〇〇県	変更後	〇〇高等専修学校〇〇課程〇〇学科		

(留意事項)

1. 専修学校, 課程若しくは学科の名称又は位置のいずれかが変更された場合に, 本様式を提出すること。
専修学校, 課程及び学科の名称については全角で表記し, 名称間にスペースは入れないこと。
2. 同一学科名の昼間学科と夜間等学科が設置されている場合又は夜間等学科のみが設置されている場合, 通知及び告示における学科の名称は, 「(昼間部)」又は「(夜間部)」で終えるものとする。また, 既に告示されている昼間学科のみが設置されている学科について, 夜間等学科が新設された場合,
既に告示されている学科の名称を「(昼間部)」で終えるものに変更する旨(別記様式2)を通知するものとする。
3. 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合, 通知及び告示における学科の名称は, 「(2年制)」等で終えるものとする。
また, 既に告示されている学科を設置している専修学校に, 同一学科名の修業年限が異なる学科が新設された場合, 既に告示されている学科の名称を「(〇年制)」等で終えるものに変更する旨(別記様式2)を通知するものとする。
4. 専修学校, 課程若しくは学科の名称の変更の場合には,
変更前の「文部科学大臣の定める日」には, 括弧書きで旧名称の最後の修了者が出る年度の最終日を記載し,
変更後の「文部科学大臣が定める日」はその翌日を記載する(漢数字表記)。

(添付資料)

- ・ 専修学校, 課程若しくは学科の名称の変更の場合には,
 - ① 変更前・変更後の学科の名称等が記載された学則をそれぞれ1部添付すること。
 - ② 変更前の名称が告示された官報の該当ページの写しを1部添付し, 当該学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。

(備考)

- ・ 用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。

(別記様式3)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程の廃止に関する通知について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり廃止されましたので、その旨、通知します。

記

専修学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設置認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日	
〇〇県	〇〇高等専修学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日	(平成〇〇年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)

(留意事項)

1. 専修学校, 課程及び学科の名称については全角で表記し, 名称間にスペースは入れない。
2. 「文部科学大臣の定める日」には, 括弧書きで指定の基準を満たす教育を受けた最後の修了者が出る年度の最終日を新たに追記する(漢数字表記)。

(添付資料)

- ・ 学科が廃止される前後の学則をそれぞれ1部添付すること。
- ・ 廃止する学科の名称が告示された官報の該当ページの写しを1部添付し, 当該学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。

(備考)

- ・ 用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。

(別記様式4)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程の基準の不適合に関する通知について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり基準に適合しなくなりましたので、その旨、通知します。

記

専修学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設置認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日		備考
〇〇県	〇〇高等専修学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日	(平成〇〇年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)	

(留意事項)

1. 備考欄には、要件不適合となった理由を簡潔に記入すること。
2. 「文部科学大臣の定める日」には、括弧書きで指定の基準を満たす教育を受けた最後の修了者が出る年度の最終日を新たに追記する(漢数字表記)。

(添付資料)

- ・ 学科が要件不適合となる前後の学則をそれぞれ1部添付すること。
- ・ 要件不適合となった学科の名称が告示された官報の該当ページの写しを1部添付し、当該学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。

(備考)

- ・ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別記様式5)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程の状況について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

平成〇年〇月〇日付けで告示(文部科学省告示第〇〇号)された課程の状況は下記のとおりですので、その旨、通知します。

記

1. 専修学校及び課程の状況等

専修学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

課程名	学科名	学科の設置年月日	指定日以後当該課程の整備が完了する年度(指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度)
			年度

2. 通知の状況

	告示の年	次年度	次々年度	次々々年度
年度	年度	年度	年度	年度
通知の有無 有・無	—			

3. 大学入学資格の基準に係る事項の変更の有無及び現状

	変更の有無	現在の状況	変更前の状況
修業年限			
総授業時数			

4. その他

生徒の定員(左欄)・実員(右欄)									
1年		2年		3年		4年			
人	人	人	人	人	人	人	人		
専任教員・兼任教員									
専任教員				人		兼任教員		人	

(留意事項)

1. 専修学校、課程及び学科の名称については、修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程として官報で告示されているものとの相違がないよう留意の上記入すること。
(なお、専修学校名、課程名、学科名の名称を変更した場合には、名称変更として別記様式2により6月30日までに文部科学大臣宛に通知すること。
名称変更の告示を受けた場合には、名称変更後の名称を記入すること。)
2. 「変更の有無」については、前回の通知(告示の次年度については告示の時)からの変更の有無について記入すること。変更が有る場合には、「現在の状況」欄に変更後の状況を記入し、「変更前の状況」欄に前回の通知(告示の次年度については告示の時)における状況を記入すること。変更がない場合は「現在の状況」欄のみ記入し、「変更前の状況」欄には記入しないこと。
3. 大学入学資格の基準に係る事項の変更の結果、平成17年文部科学省告示第137号に定める基準を満たさなくなった場合には、不適合として別記様式4により6月30日までに文部科学大臣宛に通知すること。
4. 「生徒の定員・実員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在における当該課程の生徒の定員及び実員を記入すること。
5. 「専任教員・兼任教員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の、専修学校設置基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。

(添付資料)

- ・ 学則を一部添付すること。
- ・ 官報の該当ページの写しを1部添付し、当該該当学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。
(官報の改正等の履歴がある場合には、全ての写しについて、1部添付し、当該該当学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。)

(備考)

- ・ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別記様式6)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程に関する通知について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の専修学校の専門課程については、修了者に大学院入学資格等が認められる課程であると考えられますので、その旨、通知します。

記

1. 専修学校及び課程の状況等

専修学校名(A)	設置認可年月日	校長名	所在地(B)
			〒 (電話)
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

該当する課程の概要

課程名	学科名	成績評価の方法	生徒総定員	実員
〇〇専門課程	〇〇学科		人	人

2. 該当する課程の状況

課程名(C)	学科名(D)	生徒の定員(左欄)と実員(右欄)							
		1年		2年		3年		4年	
〇〇専門課程	〇〇学科	人	人	人	人	人	人	人	人
学科の設置年月日		修業年限(昼間, 夜間別)				課程の修了に必要な総授業時数又は単位数			
平成〇〇年〇月〇日		4年(昼間)				単位時間(又は単位)			
教員組織について	専任教員数	人							
	兼任教員数	人							
指定日以後当該課程の整備が完了する年度(指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度)(E)	左記の年度が、当該課程の設置後最初に入學(編入學及び転入學を除く。)した生徒が修了要件を満たす年度より前の年度である理由								
平成〇〇年度	(例:「第3学年に転入學者を受け入れる予定があり、そのための教育課程や教育条件も既に整備済であるため。」「指定年度以前から指定基準を満たす教育を行っているため。」など)								

3. 文部科学大臣の告示に記載が必要な事項

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日
〇〇県	〇〇専門学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日

(留意事項)

1. 専修学校、課程及び学科の名称については、設置認可を受け、又は届出を行っている名称を記入することとし、全角で表記すること。また、名称間にスペースは入れない。
2. 同一学科名の昼間学科と夜間等学科が設置されている場合又は夜間等学科のみが設置されている場合、通知及び告示における学科の名称は、「(昼間部)」又は「(夜間部)」で終えるものとする。
3. 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合、通知及び告示における学科の名称は、「(4年制)」等で終えるものとする。
4. 教育課程の年次進行等の事情により、上記2や3の方法では区別が困難な形態で、同一学科名の指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、両者が併存する期間については、指定基準を満たす教育課程を有する課程について、名称の末尾に「(新課程)」の表示を付した上で、通知するものとする。
5. 「生徒総定員」及び「実員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の生徒総定員及び実員を記入すること。
6. 「専任教員数」及び「兼任教員数」は、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の、専修学校設置基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。
7. 「うち担任教科の高等学校教員免許状を有する者」には、担当している普通科目の教科の一部について高等学校教員免許状を有する者を含むこと。
8. 「文部科学大臣が定める日」については、(E)の最後の月の初日とする。

(添付資料)

- ・ 学則((E)までの修業年限の期間にわたる教育課程や課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数が確認できるもの)を一部添付すること。

(備考)

- ・ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別記様式7)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の専門課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置の変更に関する通知について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程について、下記のとおり変更がありましたので、その旨、通知します。

記

専修学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設置認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

都道府県		名称	文部科学大臣が定める日	
〇〇県	変更前	〇〇専門学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日	(平成〇〇年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
〇〇県	変更後	●●専門学校□□課程△△学科		
〇〇県	変更前	〇〇専門学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日	(平成〇〇年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
〇〇県	変更後	〇〇専門学校〇〇課程〇〇学科		

(留意事項)

1. 専修学校, 課程若しくは学科の名称又は位置のいずれかが変更された場合に, 本様式を提出すること。専修学校, 課程及び学科の名称については全角で表記し, 名称間にスペースは入れないこと。
2. 同一学科名の昼間学科と夜間等学科が設置されている場合又は夜間等学科のみが設置されている場合, 通知及び告示における学科の名称は, 「(昼間部)」又は「(夜間部)」で終えるものとする。また, 既に告示されている昼間学科のみが設置されている学科について, 夜間等学科が新設された場合, 既に告示されている学科の名称を「(昼間部)」で終えるものに変更する旨(別記様式2)を通知するものとする。
3. 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合, 通知及び告示における学科の名称は, 「(2年制)」等で終えるものとする。また, 既に告示されている学科を設置している専修学校に, 同一学科名の修業年限が異なる学科が新設された場合, 既に告示されている学科の名称を「(○年制)」等で終えるものに変更する旨(別記様式2)を通知するものとする。
4. 専修学校, 課程若しくは学科の名称の変更の場合には, 変更前の「文部科学大臣の定める日」には, 括弧書きで旧名称の最後の修了者が出る年度の最終日を記載し, 変更後の「文部科学大臣が定める日」はその翌日を記載する(漢数字表記)。

(添付資料)

- ・ 専修学校, 課程若しくは学科の名称の変更の場合には,
 - ① 変更前・変更後の学科の名称等が記載された学則をそれぞれ1部添付すること。
 - ② 変更前の名称が告示された官報の該当ページの写しを1部添付し, 当該学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。

(備考)

- ・ 用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。

(別記様式8)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程の廃止に関する通知について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程について、下記のとおり廃止されましたので、その旨、通知します。

記

専修学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設置認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日	
〇〇県	〇〇専門学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日	(平成〇〇年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)

(留意事項)

1. 専修学校, 課程及び学科の名称については全角で表記し, 名称間にスペースは入れない。
2. 「文部科学大臣の定める日」には, 括弧書きで指定の基準を満たす教育を受けた最後の修了者が出る年度の最終日を新たに追記する(漢数字表記)。

(添付資料)

- ・ 学科が廃止される前後の学則をそれぞれ1部添付すること。
- ・ 廃止する学科の名称が告示された官報の該当ページの写しを1部添付し, 当該学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。

(備考)

- ・ 用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。

(別記様式9)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程の基準の不適合に関する通知について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり基準に適合しなくなりましたので、その旨、通知します。

記

専修学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設置認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日		備考
〇〇県	〇〇専門学校〇〇課程〇〇学科	平成〇〇年〇月一日	(平成〇〇年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)	

(留意事項)

- 備考欄には、要件不適合となった理由を簡潔に記入すること。
- 「文部科学大臣の定める日」には、括弧書きで指定の基準を満たす教育を受けた最後の修了者が出る年度の最終日を新たに追記する(漢数字表記)。

(添付資料)

- 学科が要件不適合となる前後の学則をそれぞれ1部添付すること。
- 要件不適合となった学科の名称が告示された官報の該当ページの写しを1部添付し、当該学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別記様式10)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程の状況について

平成〇〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

平成〇年〇月〇日付けで告示(文部科学省告示第〇〇号)された課程の状況は下記のとおりですので、その旨、通知します。

記

1. 専修学校及び課程の状況等

専修学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

課程名	学科名	学科の設置年月日	指定日以後当該課程の整備が完了する年度(指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度)
			年度

2. 通知の状況

	告示の年	次年度	次々年度	次々々年度
年度	年度	年度	年度	年度
通知の有無 有・無	—			

3. 大学院入学資格等の基準に係る事項の変更の有無及び現状

	変更の有無	現在の状況	変更前の状況
修業年限			
総授業時数			

4. その他

生徒の定員(左欄)・実員(右欄)							
1年		2年		3年		4年	
人	人	人	人	人	人	人	人
専任教員・兼任教員							
専任教員			人		兼任教員		人

(留意事項)

1. 専修学校、課程及び学科の名称については、修了者に大学院入学資格が認められる専修学校の専門課程として官報で告示されているものとの相違がないよう留意の上記入すること。
(なお、専修学校名、課程名、学科名の名称を変更した場合には、名称変更として別記様式7により8月31日までに文部科学大臣宛に通知すること。
名称変更の告示を受けた場合には、名称変更後の専修学校、課程及び学科の名称を記入すること。)
2. 「変更の有無」については、前回の通知(告示の次年度については告示の時)からの変更の有無について記入すること。変更が有る場合には、「現在の状況」欄に変更後の状況を記入し、「変更前の状況」欄に前回の通知(告示の次年度については告示の時)における状況を記入すること。変更がない場合は「現在の状況」欄のみ記入し、「変更前の状況」欄には記入しないこと。
3. 大学院入学資格等の基準に係る事項の変更の結果、平成17年文部科学省告示第138号に定める基準を満たさなくなった場合には、不適合として別記様式9により8月31日までに文部科学大臣宛に通知すること。
4. 「生徒の定員・実員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在における当該課程の生徒の定員及び実員を記入すること。
5. 「専任教員・兼任教員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の、専修学校設置基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。

(添付資料)

- ・ 学則を一部添付すること。
- ・ 官報の該当ページの写しを1部添付し、当該該当学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。
(官報の改正等の履歴がある場合には、全ての写しについて、1部添付し、当該該当学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。)

(備考)

- ・ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。